

計算書類・財務諸表、継続開示

第1 計算

1 計算の目的

会社は営利法人であるから、最終的には株主への剰余金の配当や残余財産の分配などによって会社の利益を株主に還元する必要がある。しかし、剰余金の配当等をするには、正確な会社の財産状況・利益状況の把握が必要となる。また、会社債権者にとっては、株主有限責任の結果、責任財産を構成するのは会社財産だけであり、株主の財産を充てにすることはできない。そのため、剰余金の配当等が無制約に認めさせると、会社債権者にとって不測の損害を被る可能性がある。

そこで、法は計算規制を設けて、適正な利益状況、財産状況の把握を確保し、かつ、その把握した利益に基づく剰余金の配当等に一定の制約を加えることによって、株主や会社債権者の利益を図っている。

さらには、上記のようにして把握された利益状況等を、一定の一覧性のある書類にまとめ上げ、これを開示させることによって、関係者の理解が得られやすくしている。

以上のような目的のために、会社法は会計に関して一定の規制を加え、把握した利益状況、財産状況等を貸借対照表・損益計算書等の計算書類という形で書類化することを義務づけ、これら書類の開示を義務づけている。以上に加え、上場会社においては、投資家保護の観点から、金融商品取引法により財務諸表（連結財務諸表）の作成を義務づけ、開示すべき資料・時期について大幅に増やしている（ディスクロージャー規制）。

なお、現実の会計処理においては、税制からも大きな影響を受けており、実務の現場では納める税金の多寡を含め、税務会計は極めて重要な位置を占めている¹。

2 計算書類、財務諸表

会社法上、株式会社には計算書類及びその付属明細書の作成が義務づけられている。会社法で作成が義務づけられている計算書類は、i 貸借対照表、ii 損益計算書、iii 株主資本等変動計算書、iv 個別注記表である（435Ⅱ、計算規則 59Ⅰ）が、有価証券報告書提出会社では、連結計算書類の作成も義務づけられ²（444Ⅱ）、v 連結貸借対照表、vi 連結損益計算書、vii 連結株主資本等変動計算書、viii 連結注記表及びこれらの附則明細書がそれである。上場会社はすべて有価証券報告書提出会社となるので（金商法 24Ⅰ①）、これら連結計算書類の作成も義務づけられる。

さらに、有価証券報告書には、財務諸表、連結財務諸表が記載され（開示府令 15、第 3

¹ ただし、筆者には税制や税務会計にまで踏み込んで議論する能力は持ち合わせていないので、以下ではとりあえず税制は無視する。

² 有価証券報告書提出会社の場合、後述するように連結財務諸表の作成が義務づけられているので、連結計算書類の作成が義務づけられているとしても、会社にとっては特段の負担にはならない。

号様式)、金商法上、これら財務諸表、連結財務諸表の作成も義務づけられる。この財務諸表、連結財務諸表の中身は、上記計算書類が含まれるほか³、ix キャッシュ・フロー計算書、x 連結キャッシュ・フロー計算書の作成も含まれる(財務諸表規則、連結財務諸表規則参照)。

結局、上場会社で作成する決算関係書類とすれば、会社法上の計算書類というよりは、概ね金商法上の財務諸表の作成を意識すればよいということになる⁴。

会社法上は、各事業年度の終わりに計算書類を作成することになるが、金商法上は四半期報告書の提出が求められ、それぞれに財務諸表の記載が求められることから(金商法 24 の 4 の 7)、財務諸表に関しては四半期ごとに作成する必要がある。

3 計算書類の作成、確定⁵

会社法上、計算書類の作成は取締役(代表取締役や業務執行取締役)が行うが、会計参与が設置⁶されていれば、会計参与と共同で作成する。作成された計算書類は、上場会社の場合、監査役又は監査委員会、及び会計監査人の監査を受ける(436 II)。監査した監査役又は監査委員及び会計監査人は、それぞれ監査報告⁷、会計監査報告を作成する(390 II ①、396 I)。その上で、取締役会で計算書類を一応確定させる(436 III)。ただし、会計監査の意見が無限定適正意見であり、かつ、監査報告の内容として会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないとする意見がない場合は、取締役会の承認で計算書類を最終的に確定できる(439、計算規則 135)⁸。この場合は、定時株主総会の招集通知に事業報告、監査報告、会計監査報告とともに計算書類を添付し(437)、かつ、定時株主総会に提出した上で(438 I)計算書類の内容を定時株主総会で報告する(439)。

会計監査報告および監査報告が上記のとおりでない場合は、定時株主総会招集通知に添付し、定時株主総会に提出した上で、株主総会の承認を受けて(438 II)、最終的に確定する。

もっとも、会計監査人の意見が無限定適正意見でない場合や、監査報告の内容が会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないとしている場合は、結局、計算書類の内容に問題がある可能性を示すことになるので、そのような場合に計算書類の内容を訂正せずにそのまま株主総会の承認事項とするのは、通常はやや異常な現象と言える。したがって、上場

³ ただし、会社法上の計算書類の方が簡素である。

⁴ 決算時に作成する資料として、会社法上は他に事業報告書及び計算書類や事業報告書の付属明細書があり、金商法上は連結付属明細表がある。

⁵ 以下は、あくまでも会社法上の計算書類の確定方法である。金商法上の財務諸表の作成に当たっては、監査役監査が想定されていない。また、後掲注 11 で述べるように四半期報告における財務諸表の会計監査人の監査証明は四半期レビュー報告となっており、正規の監査報告より簡便となっている。特に監査役監査が想定されていない点については、実務上の問題は発生していないようではあるものの、会社法と金商法との間に齟齬が生じているような気がする。また、この結果として、財務諸表の一部であるキャッシュフロー計算書の監査役監査は必要がないという結論が導かれる。

⁶ もっとも、上場会社では会計参与を設置することはほとんど想定され得ない。

⁷ ただし、監査役会・監査委員会として監査報告を作成する。

⁸ この規定は、会社法上、会計監査人設置会社の特則という位置づけであるが、上場会社の場合は常に会計監査人設置会社であろうから、上場会社においてはむしろ原則的な計算書類の確定方法である。

会社では会計監査人の意見が無限定適正意見になり、監査報告が不相当意見でなくなるまで計算書類を訂正していくのが普通であろう。

4 臨時計算書類

(1) 概要

計算書類は、期末時点での財産や損益の状況等を把握するための書類であるが、期中の一定の日（これを臨時決算日という）における財産や損益の状況を把握するために、臨時計算書類を作成することができる（441 I）。例えば、1会計年度を1年間とし、3月末日決算の会社であれば、半期に当たる9月末日を臨時決算日として臨時計算書類を作成することなどが考えられる。

臨時計算書類を作成する主な目的は、期中における利益を配当原資とすることを可能にすること（461 II ②参照）が目的である⁹。そのため、臨時計算書類を確定させても、これを公告する義務はない。

また、後述するように、上場会社の場合、四半期報告書提出義務があり、四半期ごとの財務諸表を作成する必要があることから、これをそのまま臨時計算書類に流用することが可能である。そのため、臨時計算書類の制度は四半期報告書提出義務がある上場会社には大変に便利な制度となっている。

(2) 臨時計算書類の種類

臨時計算書類は、貸借対照表と損益計算書からなる（ここでは、それぞれ仮に「臨時貸借対照表」、「臨時損益計算書」という）。臨時貸借対照表は臨時決算日における貸借対照表であり（441 I ①）、臨時損益計算書は臨時決算日に属する事業年度の初日から臨時決算日までの期間に係る損益計算書¹⁰である（441 I ②）。

臨時計算書類の作成方法、会計監査方法、確定方法は、通常の計算書類の場合と同様である（441 II 乃至IV、計算規則 135）。したがって、会計監査人を設置している上場会社の場合、会計監査人の無限定適正意見があり¹¹、監査役会又は監査委員会の不相当意見がなければ、取締役会の承認限りで確定させることができる（441IV但書、計算規則 135）。

5 会計の原則

計算書類、財務諸表は、日々の会計処理の結果として、事業年度末など一定の基準時に作成されるが、その会計処理に問題があれば、計算書類や財務諸表の内容も、当然意味のな

⁹ 剰余金の配当は、最終事業年度末日の貸借対照表に基づいて計算されるので（446 I 参照）、本来それ以後の利益分を考慮することができないのである。これを考慮できるようにしようというのが臨時計算書類の目的である。

¹⁰ 必ず事業年度の初日からの計算となるので、例えば四半期ごとに臨時計算書類を作成しようとする、臨時損益計算書の決算期間は、第1四半期は3ヶ月間、第2四半期は6か月間（第1四半期の内容も含めた内容となる）、第3四半期は9ヶ月間（第1、第2四半期の内容も含めた内容となる）ということになると思われる。

¹¹ 四半期報告書に記載される財務諸表の会計監査は、四半期レビュー報告となっており（会計監査府令3 I）、その内容は、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかったかどうかについての結論となっている（会計監査府令4 I ③ニ）。しかし、このようなレビュー報告では無限定適正意見とはいえないであろう。通常の監査報告と同等のものでなければならないと思われる。

いものになってしまう。

そこで、上場会社の会計処理は、会社法上の会計処理としては、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとされており（431）、財務諸表作成上の会計処理としては、財務諸表規則、連結財務諸表規則に従うほかは、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとされている（金商法 193、財務諸表規則 1、連結財務諸表規則 1）。会社法上は企業会計の「慣行」に従うとされているのに対し、金商法上は、「基準」に従うとされているという違いがある。表現上は「慣行」の方が緩やかに読める。この点は次のように考えるべきであろう。後述するように、公正妥当な企業会計とは、一般には企業会計審議会が公表する基準等が一応これに当たるとされているが、この基準は、規模の小さい株式会社には妥当しにくい部分もあり、その場合に税法会計等その他の基準も妥当するという意味で、「慣行」という言葉が使われているということである。そうだとすると、通常、上場会社の場合は、企業会計の「基準」に従うべきであろう。

この公正妥当な企業会計について、財務諸表の用語、様式、作成方法等の形式面では財務諸表規則、連結財務諸表規則に定めが存在するものの、企業会計の基準についての具体的内容は、法律上はほとんど規定されていない¹²。そのため、何が公正妥当な企業会計になるかが問題となるが、一般には企業会計審議会等が公表する会計基準が一応これに当たるといわれているようである。しかし、必ずしもこれが唯一の基準であるわけではない¹³。

何が公正妥当な企業会計かは、一応法律事項であるし、最終的には裁判所で決めざるを得ないことである。しかし、いわゆる粉飾決算のような明確な問題がある場合はともかく、法的判断にはなじみにくい分野であることは確かであろう。

第2 継続開示

1 継続開示の目的

株式会社は、株主有限責任の原則が貫徹されている。そのため、会社債権者にとっては会社財産が唯一の責任財産である。そのため、会社債権者にとっては会社財産の状況を知る必要がある。また、株主にとっても、剰余金の配当等の可能性やその見込みを知る上で会社の収益状況は最大の関心事のはずである。こうした会社債権者、株主の要求を満たすために、会社法は一定の範囲で計算書類の提供、公告を要求している¹⁴。このような会社法上の提供・公告も一つの継続開示と言える。

¹² 会社計算規則 5 条乃至 12 条で資産、負債の評価等について若干の規定があるのみである。

¹³ 銀行の役員が有価証券報告書虚偽記載罪に問われた事案であるが、大蔵省（当時）の資産査定通達等により改正された決算経理基準と異なる税法基準での会計処理によって有価証券報告書を提出したことに関し、決算経理基準が当時唯一の公正な会計慣行とはいえないとして、無罪とした判例がある（最判平成 20・7・18 刑集 62・7・2101）。ただし、この事件では会社法上の「会計慣行」を問題とされている。その他の判例として、最判平成 21・12・7 刑集 63・11・2165。

¹⁴ 株主に対する計算書類の提供は 437 条、438 条。貸借対照表・損益計算書の広告は 440 条。ただし、有価証券報告書提出会社では公告義務は免除されている（440IV）。

しかし、これら会社法が予定している継続開示は、株主や会社債権者という限られた範囲での利害調整のためのものでしかない。上場会社の株式は、いわゆる金融商品として扱われ、株主は投資家として存在する。このような、金融商品である株式に対する投資家の投資判断の材料としては、会社法が予定する継続開示は極めて貧弱といわざるを得ない。

そこで、金商法では投資家に対する投資判断に資する目的で、上場会社など一定の株式会社には、より内容の充実した企業内容の継続開示が要求され、上場会社では有価証券報告書や四半期報告書の内閣総理大臣への提出¹⁵が義務づけられている。その他にも、定期あるいは臨時に提出が義務づけられるものがある。

2 有価証券報告書、四半期報告書

上場会社は、事業年度終了後 3 か月以内に有価証券報告書を内閣総理大臣に提出する必要がある（金商法 24 I）。さらに上場会社では、事業年度が 3 か月を超える場合、3 か月ごとに四半期報告書を作成し、当該四半期経過後 45 日以内に内閣総理大臣に提出する必要がある（金商法 24 の 4 の 7 I）。ただし、第 4 四半期は最終事業年度として有価証券報告書を提出することになるので、第 4 四半期に四半期報告書を提出する必要はない（金商法施行令 4 の 2 の 10 II）。

有価証券報告書や四半期報告書には、企業情報として、企業の概況、事業の概況、設備の状況、提出会社の状況、経理の状況等が記載され、経理の状況の一内容として、財務諸表が掲載される。

有価証券報告書は、基本的に会社の一事業年度を網羅した内容となるのに対し、四半期報告書は当該事業年度開始から当該四半期までの内容が記載され、かつ、その項目も有価証券報告書よりも簡便である。

以上のように、有価証券報告書、四半期報告書による継続開示の内容は、財務諸表に限らず会社の状況全般に関し、非常に幅広い。こうした開示が、投資家の株式投資の判断材料となるのである。

3 確認書

また、上場会社においては、有価証券報告書や四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正であることを確認した旨を記載した確認書を有価証券報告書や四半期報告書と併せて提出しなければならない（金商法 24 の 4 の 2、同法 24 の 4 の 8）。これは、有価証券報告書提出会社に、有価証券報告書や四半期報告書に虚偽記載がないかどうか、改めて確認させ、有価証券報告書等の虚偽記載を抑止するねらいがある¹⁶。

¹⁵ 金商法上は半期報告書の提出義務も定められているが、四半期報告書提出義務がある場合は半期報告書を提出する必要はない（金商法 24 の 5 I）。

¹⁶ 確認書の制度は、有価証券報告書の虚偽記載が問題となった際、東京証券取引所が自主ルールとして各上場企業に確認書の提出を求めたのが始まりである。これを法的ルールに高めたのが本文記載の確認書である。しかし、通常、有価証券報告書が虚偽だと思っても、それでも提出しようとする会社が、虚偽記載だから確認書を提出しないという事態は考えられず、有価証券報告書と同時に定期的に提出させる確認書の制度など、有価証券報告書虚偽記載の抑止にはなら

4 臨時報告書

有価証券報告書及び四半期報告書は、一定の時期に定期的に内閣総理大臣に提出する書類であるが、会社が発行する有価証券の発行状況や企業状況に大きな変化があった場合は、これら書類の提出前になるべく早く情報開示をすることが、投資家の投資判断にとって望まれる。

そこで、こうした大きな変化があったときは、遅滞なく臨時報告書を内閣総理大臣に提出する必要がある（金商法 24 の 5IV）。どのような場合に臨時報告書を提出しなければならないかは企業開示府令 19 条 2 項に多数の事項が細かく列挙されている。

5 その他の継続開示書類

以上のほか、上場会社が継続開示書類として内閣総理大臣に提出する必要がある書類は、内部統制報告書（金商法 24 の 4 の 4）、自己株券買付状況報告書（金商法 24 の 6）がある。これらについては、既に説明した。

また、上場会社が別法人の子会社である場合、上場会社の親会社の状況も、投資判断に影響してくる可能性が高い。そこで、親会社自身が有価証券報告書提出会社である場合を除き、その親会社は親会社の事業年度終了後 3 か月以内に親会社等状況報告書を内閣総理大臣に提出する必要がある（金商法 24 の 7）。これは、親会社自身の義務であり、上場子会社の義務ではない。しかし、これによって上場子会社に対する株式等への投資判断が可能となるのである。

ないと思う。東京証券取引所が行ったことは、これまでにはないルールとして突如確認書の提出を求めたことから、企業としても対応に追われ、それなりの実効性があったのである。そうであるならば、有価証券報告書の虚偽記載が市場を動揺させる恐れがあるような場合に、不定期に提出さえる方が効果的だと思われる。